
第6回 日 野 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第4日）

令和6年9月20日（金曜日）

議事日程

令和6年9月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第52号 事業契約の締結について（町長）
- 日程第2 議案第53号 日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第3 議案第54号 日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（町長）
- 日程第4 議案第55号 日野町国民健康保険条例の一部改正について（町長）
- 日程第5 議案第56号 日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第6 議案第57号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）（町長）
- 日程第7 議案第58号 令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第8 議案第59号 令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第9 議案第60号 令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第10 議案第68号 日野町教育長の任命について（町長）
- 日程第11 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて（町長）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 事業契約の締結について（町長）
- 日程第2 議案第53号 日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第3 議案第54号 日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（町長）

- 日程第4 議案第55号 日野町国民健康保険条例の一部改正について（町長）
- 日程第5 議案第56号 日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第6 議案第57号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）（町長）
- 日程第7 議案第58号 令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第8 議案第59号 令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第9 議案第60号 令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第10 議案第68号 日野町教育長の任命について（町長）
- 日程第11 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて（町長）

出席議員（10名）

1番 小林良泰	2番 小河久人
3番 坪倉敏	4番 中山法貴
5番 梅林智子	6番 金川守仁
7番 松本利秋	8番 安達幸博
9番 竹永明文	10番 中原信男

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 中田早文 書記 ————— 吉原尚志
書記 ————— 三好達也

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 埴田淳一 副町長 ————— 音田守
教育長 ————— 安達才智 総務課長 ————— 景山政之
住民課長兼会計管理者 ——— 荒木憲男 企画政策課長 ————— 神崎猛

健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹 産業振興課長 ————— 杉 原 昭 二
建設水道課長 ————— 音 田 雄 一 郎 教育課長 ————— 遠 藤 律 子

午前 10 時 00 分開議

○議長（中原 信男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 人であり、定足数に達していますので、これより令和 6 年第 6 回日野町議会定例会 4 日目を開会いたします。

なお、例規等の確認のため、出席議員のタブレット端末機の使用を許可をしております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第 1 議案第 52 号

○議長（中原 信男君） 日程第 1、議案第 52 号、事業契約の締結についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番、安達幸博議員。

○議員（8 番 安達 幸博君） 8 番。52 号について質疑をいたします。本議案は、世帯向け住宅建設に当たりまして、大和ハウス工業がプロポーザルを受注されまして、契約に基づく議案でございます。計画によりますと、木造住宅 2 階建て 4 棟並びに周辺の整備となっております。特に、木造建てってということですので、本町では木造の構造物を造るとき、建てる時、看板も含めてでございますが、日野川流域、日野町産材の木材を使うという方針が出ておりますが、この契約相手はそれに沿ったものでございましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中原 信男君） 音田建設課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 御質問にお答えいたします。本事業につきましては、まず、日野町の木材の利用につきましては、鳥取県産材の利用促進を目的に策定されました鳥取県産材利用促進指針に即しまして、本町におきましても、御指摘のとおり、地域材、県産材の利用の促進について策定されたものでございます。

今回の世帯向け住宅につきましては、まず、第 1、目的といたしまして、若者・子育て世帯の定住・移住環境の整備を目的にしております。あまり当初、条件は設けず、事業者の提案によるプロポーザル方式で実施いたしました。結果、2 件の募集、提案がありまして、このたび仮契約を締結することができております。その中で、事業者につきましては、県産材、地域材につつま

して、できるだけ使用するという、努めるという意向でございました。ただ、現在まだ仮契約でございいますので、本議案が認められましたら本契約と成立する内容でございいます。本契約になりましたら建設に向けて本格的な協議が可能となりますので、改めて、可能な限り県産材、町産材の使用につきまして努めてまいりの方針でございいます。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第1、議案第52号、事業契約の締結についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第2 議案第53号

○議長（中原 信男君） 日程第2、議案第53号、日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第2、議案第53号、日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号

○議長（中原 信男君） 日程第3、議案第54号、日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第3、議案第54号、日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号

○議長（中原 信男君） 日程第4、議案第55号、日野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

2番、小河久人議員。

○議員（2番 小河 久人君） 議案第55号、日野町国民健康保険条例の一部改正について、私

は反対の立場で討論させていただきます。

個人情報の漏えいという重大な問題も起きていますことですし、高齢者が混乱するようなことは、条例から協議することもなく、直ちにやめて、現行の健康保険証を存続させるべきです。

以上をもちまして反対討論とします。

○議長（中原 信男君） ただいま原案に反対の討論がありました。

原案に賛成の討論はありますか。ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） ないようですので、討論を終わります。

これより、日程第4、議案第55号、日野町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号

○議長（中原 信男君） 日程第5、議案第56号、日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わってますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第5、議案第56号、日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号

○議長（中原 信男君） 日程第6、議案第57号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明は初日に終わってますので、これより質疑を行います。

最初に、8ページから10ページの歳入全般について質疑を行います。歳入についての質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） ないようですので、次に行きます。

続いて、歳出、11ページ、総務費から14ページ、衛生費までの質疑を行います。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 何ページかちょっと分かりません、多分この項目の中に入ってますが、日野Labについてお尋ねをいたします。

今回、厨房器具、あるいは合宿を見込んでの布団の整備ということで149万円が上程されております。説明によりますと、この大きな流れの中で、電源立地の予算をして、ある程度回収をするということは、前回、我々も認めてまいりました。そして、このたびは、また冷蔵庫であるとか、そういう、次のことに備えてっていいですか、予算が計上されております。まず、私は、この手法が、計画性が全くないってことの指摘をしておきたいと思います。当然、厨房整備をするってことのときに冷蔵庫とかそういうものは要するというのはもう想定のはずなのに、小出しで少しずつ出してくる。

そして、今回は本格的な調理をするということで、食品衛生法にのっとりた食品店営業っていいですか、そういうものを取得をすると、その取得は日野町がすると、こういった直営的な考えを持っておられます。私は、そこで、こういう、職員にいつまでも負担をかけるような、まず、管理の仕方も指摘をしておきたいと思いますので、その点をお尋ねもしておきます。

そして、この上は、合宿をするとかいうことになれば、当然、また後に、旅館業であるとか、あるいは民泊の許可であるとか、何かそういうことを小出しにするようなことではいけないので、全体計画像をきちんと持ってするべきと思っておりますので、改めて、どういう視点でこれから運営するか、お尋ねをいたします。

○議長（中原 信男君） 11ページの企画費の質疑であります。

神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） お答えいたします。まず、備品、小出し小出しにしてるという指摘でございます。これに関しましては、補助金、電源立地のほう、5月に交付申請をいたしまして、7月に交付決定があったということであったかと思います。それで、一応交付申請をして、交付決定があった上で改めて備品を、ちゃんと工事ができるようになってから予算要求をさせていただいたというものでございます。

それから、直営をいつまでするんだというようなことですが、基本的にはボランティアの方を中心にしていただくというような方向性でやっておりますけれども、まだなかなか軌道に乗らないので職員も関与しているというのは、これは実態としてございます。それで、今後は、おっしゃるとおり、職員がずっと携わってるというようなことではL a b、自走してると言えませんので、先般いろいろ御指摘ありましたけれども、これについては受皿のほう、自走できるように成長を促していきたいというふうに思っております。

それから、全体の計画についてでございます。基本的には、報告書に沿ってやっているというところでございます。それで、あまり小出しにするというようなことがないようにいろいろ勉強はしているというところでございますけれども、なかなか至らぬ点がございます。ですので、今後もいろいろ小出しにするような形で御相談申し上げるようになるかもしれませんが、極力そういうことがないように努めてまいりたいというふうに思います。

説明は以上でございます。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） ないようですので、次に、14ページ、農林水産業費から17ページ、教育費までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、続いて、議決部分であります1ページから5ページの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第6、議案第57号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号

○議長（中原 信男君） 日程第7、議案第58号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わってますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第7、議案第58号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号

○議長（中原 信男君） 日程第8、議案第59号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第8、議案第59号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号

○議長（中原 信男君） 日程第9、議案第60号、令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第9、議案第60号、令和6年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号

○議長（中原 信男君） 日程第10、議案第68号、日野町教育長の任命についてを議題といた

します。

提出者の説明を求めます。

埒田町長。

○町長（埒田 淳一君） ただいま上程されました議案第68号、日野町教育長の任命について御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと思います。

現在、日野町教育長であります安達才智氏の任期が令和6年9月26日に満了となることから、引き続き日野町教育長に同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

安達氏は、住所、日野町根雨749番地の3、昭和37年1月17日生まれの62歳でございます。主な経歴は、昭和59年3月に島根大学理学部数学科を卒業後、同年4月の米子市立湊山中学校を皮切りに、日南町立日南中学校、日野町立日野中学校、溝口町立溝口中学校で教職員として勤務され、平成6年から3年間は日野町教育委員会の社会教育主事として、平成28年から3年間は日南町教育委員会次長として、教育行政にも携わられてこられました。平成25年4月から3年間は日南町立日南中学校の教頭、平成31年4月から定年退職までの3年間は地元日野町立日野中学校の校長として要職を務められ、長きにわたり教職員として奉職されたところでございます。退職された後も、新規採用職員の指導教諭として後進の育成に御尽力されておりましたが、今年の4月1日からは議会の同意をいただき、日野町教育長に就任され、現在に至っております。

教育長就任後は、強い使命感を持って教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表して各種の会議、事業等にも意欲的に携わりながら、教育委員会の責任者としての役割をしっかりと果たされておられます。長きにわたり、学校教育の振興、生徒の健全育成に寄与された実績と豊富な経験をお持ちで、人格が高潔であり、教育に見識が高く、教育長として適任であると考えております。

任期は令和6年9月27日から令和9年9月26日までの3か年間でございます。御理解を賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 地方自治法第117条の規定によって、安達才智君の退場を求めます。

〔教育長 安達才智君退場〕

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 今、町長より安達才智氏の簡単な経歴を説明いただきました。質

間なんです、その上で、4月から日野町教育長に就任され、これまでの実績をもう少し詳しく教えてください。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 教育委員会、いろんな広い分野がございます。学校教育であったり、社会教育であったり、いろんな場面、その折々に教育委員会をまとめて、また、職員に指示をして活躍しておられます。個々具体についてということになると、ちょっとなかなか言い尽くせないんですけれども、一番端的なのは、これは教育長としてすごいなって思ったのは、先般の一般質問で、指定答弁者、町長と教育長ということでございましたけれども、指定答弁の中で、私は細かいことについては担当課長さんから直接答えていただくということでやってるんですけれども、今回、安達教育長さんのほうは全部自分でお答えになった。いろんな面で、いろんなことを御勉強され、そして、まとめて、理解して、そして力強く、そういったことを踏まえて答弁されてるっていうふうに思っております。

そうですね、あとは、具体のほうとして、もう1個言いたいのは、日野高校の魅力化ということについても、魅力向上推進協議会の事務局は日野町でございますので、これも、どういうんですか、まとめ、そして、毎月1回の日野高校校長さんほかとの連絡会を仕切っていただいて、いかにして日野高を魅力的にするのかっていうような情報交換にも意欲的に取り組んでいただいているっていうような状況でございます。以上です。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 町の教育長というのは、町の最重要ポストの一つです。給与におきましても、月給約60万円、ボーナス、夏、冬合わせて約250万円、年収でいうと約1,000万円、さらに、3年務めるごとに退職金約400万円が支払われます。そういった最重要ポストですので、考え方も聞いておきたいと思います。

今後の教育についてどう考えていますか。何をされるのか。特にふるさと教育と人材育成について、安達才智氏はどう考えているかを、分かれば教えてください。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 分かればっていうことですが、ふるさと教育にあっては、日野郡各町それぞれの特色を出してやってるんですけれども、日野郡3町がまとまって、ふるさと教育の在り方、そういったものをつくって、一生懸命進めていきたいと思います。その中で取り組んでいただいていると思いますし、昨年から義務教育学校っていうことで、1学年から9学年まで一緒に学校で過ごすようになって、どういうんですか、切れ目のないふるさと教育、そういっ

たものができる体制がございますので、そういう体制を十分活用していただければ、いかないといけない、そういうふうを考えておりますし、恐らく安達教育長もそういうふうなお気持ちをお持ちだと思います。以上です。

○議長（中原 信男君） 4 番、中山法貴議員。

○議員（4 番 中山 法貴君） どういう考えをお持ちかということを伺ったんですが、恐らくということを言われたんですが、就任されて5か月以上たちます。恐らくというぐらいにしかコミュニケーション取られていないんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 必要なときにはちゃんとコミュニケーション取ってますけども、恐らくっていう副詞っていうか、そういうもの、本人ではないですので、恐らくって使わせていただいたんです。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第10、議案第68号、日野町教育長の任命についての採決を行います。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は、議長を除き、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、松本利秋議員、8番、安達幸博議員の2名を指名いたします。

これより投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツを記載願います。また、会議規則第84条の規定により、白票は有効票の反対票として、その他、他事記載等は無効票として取り扱いますので、御承知おきください。

〔投票用紙配付〕

○議長（中原 信男君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中原 信男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から議席順に順次投票してください。

1 番、小林議員。2 番、小河議員。3 番、坪倉議員。4 番、中山議員。5 番、梅林議員。6 番、金川議員。7 番、松本議員。8 番、安達議員。9 番、竹永議員。

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

松本議員、安達議員、開票の立会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

○議長（中原 信男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成 7 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第 6 8 号は、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） 安達才智氏の除斥を解きます。

〔教育長 安達才智君入場〕

日程第 1 1 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

○議長（中原 信男君） 次に、日程第 1 1、人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおり、町長から、人権擁護委員法第

6条第3項の規定により、議会の意見を求められたものであります。

町長からの説明を求めます。

埴田町長。（発言する者あり）

ありませんか、町長、ちょっと待ってください。手元に資料ありませんか。

町長、よろしくお願いします。

○町長（埴田 淳一君） 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員である山川洋介氏の任期が今年12月31日に満了しますので、その後任として柴田英樹氏を人権擁護委員候補者として推進したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

別紙、添付しております推薦理由書のほうを御覧いただきたいと思います。柴田氏は、長年、特別養護老人ホーム等に勤務し、仕事柄、高齢者の人権に関する知識や事例を豊富に身につけるとともに、日常生活においても人権への配慮が行動に表れておられます。また、町スポーツ推進委員、町スポーツ協会会長として、積極的にスポーツ活動に携わり、地域の実情や課題についても熟知し、町民からの人望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものでございます。

なお、任期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） ただいま町長より提案説明がありましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、被推薦人を人権擁護委員として適任と認める意見についての採決を行います。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、9番、竹永明文議員、1番、小林良泰議員の2名を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。被推薦人を適任と認めることに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツを記載願います。また、会議規則第84条の規定により、白票は有効票の反対票として、その他、他事記載等は無効票として取り扱いますので、御承知おきください。

〔投票用紙配付〕

○議長（中原 信男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中原 信男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から議席順に投票をしてください。

1番、小林議員。2番、小河議員。3番、坪倉議員。4番、中山議員。5番、梅林議員。6番、金川議員。7番、松本議員。8番、安達議員。9番、竹永議員。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

竹永議員、小林議員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（中原 信男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、被推薦人を適任と認めることに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場開鎖〕

○議長（中原 信男君） お諮りいたします。本日の会議はこれで散会にいたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これで散会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。会議の再開は、9月27日午前10時といたします。御協力ありがとうございました。終わります。

午前10時56分散会
